

柏崎市感染防止対策飲食店認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組む飲食事業者に対し、市が認証することにより、適切な感染防止と地域経済の振興に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証制度の対象者は、市内に事業所（以下「対象店舗」という。）を持つ通年営業をしている飲食店等（以下「対象事業者」という。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト、デリバリー専用飲食店等）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(基準)

第3条 市長は、対象事業者が取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象店舗ごとに、令和4年3月31日までに柏崎市感染防止対策飲食店認証申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付して市長に申請しなければ

ならない。

(認証の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、認証又は不認証の決定を行い、認証する場合にあっては柏崎市感染防止対策飲食店認証決定通知書（別記第 2 号様式）により、認証しない場合にあっては柏崎市感染防止対策飲食店不認証決定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、証明書を交付するとともに、認証に係る対象店舗（以下「認証店舗」という。）を公表するものとする。

(証明書の利用等)

第 6 条 認証事業者は、認証店舗において証明書を利用（当該認証店舗の利用者の見やすい場所に証明書を掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「柏崎市新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店」の名称を使用することができるものとする。

(有効期間)

第 7 条 認証の有効期間は、申請した年度の末日までとする。

(変更の報告)

第 8 条 認証事業者は、認証店舗の名称等認証に係る事項に変更が生じたときは、柏崎市感染防止対策飲食店変更報告書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、認証店舗を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検することができる。

(認証事業者の責務)

第 10 条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実行し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 証明書の適正な利用及び管理を行うこと。

- (3) 市長等が行う認証店舗に係る調査に協力すること。
- (4) 認証店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該店舗からの感染拡大を防止する策を講じること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証店舗が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、柏崎市感染防止対策飲食店認証辞退申出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、証明書の利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「柏崎市新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第12条 市長は、認証店舗が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、柏崎市感染防止対策飲食店認証取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、証明書の利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「柏崎市新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店」の名称の使用をやめなければならない。
- 4 市長は、認証店舗が廃業又は廃止したことを確認したときは、認証事業者からの申出がない場合であっても、認証を取り消すことができるものとする。

(免責)

第13条 市は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任

を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際既に改正前の柏崎市感染防止対策飲食店認証制度実施要綱別記第1号様式によりなされた申請は、改正後の柏崎市感染防止対策飲食店認証制度実施要綱別記第1号様式によりなされた申請とみなす。

3 この要綱の施行の際改正前の別記第1号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎市感染防止対策飲食店認証制度実施要綱の規定は、令和3年5月7日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際改正前の別記第1号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の別記第 1 号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。